



Dainichiseika

# 第120期 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 場 所

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号  
当社本社ビル9階 彩鳳

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する  
対応策（買収防衛策）の継続の件

本招集ご通知は、電子提供措置事項を記載した書面です。書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、一律に本招集ご通知をお送りしております。

## 大日精化工業株式会社

証券コード 4116

## 株主の皆様へ

# 「彩り」と「アイデアをカタチにする」 化学メーカーです

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、景気は回復基調にある一方、原材料価格の急騰や世界的なサプライチェーンの混乱などが発生し、企業活動にマイナスの影響を及ぼしました。

こうした中、当社グループは2021年8月に公表した中期経営計画の2年目を迎え、「技術力を生かしニッチマーケットで社会に貢献し続ける」「サステナブル社会の実現に向けた課題解決と新たな価値創造に取り組む」というミッションの実現に向け、「技術主導」「ESG重視」「海外事業拡大」を基本戦略の三本柱に据え、資本効率を重視した経営に取り組んでまいりました。

先行きの見えにくい経営環境が続く中、業績は厳しい結果となりましたが、中期経営計画に位置づけた戦略テーマに果敢に取り組み、グループが一丸となって持続的成長を目指してまいります。

当期は決算説明会・個別面談など、機関投資家の皆様を中心に当社事業をご理解いただく機会を設けましたが、今後は個人投資家の皆様にも対象を広げ、ウェブサイトを通じた情報発信の強化、動画コンテンツの掲載などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

高橋 弘二

# 企業理念

- 人に興味を持つ
- 新しいことに興味を持つ
- 未来に興味を持つ

## 行動指針

人間は面白い。

その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。  
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。  
人に興味を持つ。

新しいことはワクワクする。

技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。  
新しいことに興味を持つ。

未来を考えることは楽しい。

未来は子供たちのものです。未来を考えれば、  
人も企業も自分だけでは生きていけないことが分かります。  
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。  
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ません。  
未来に興味を持つ。

株主各位

証券コード4116  
2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

**大日精化工業株式会社**

代表取締役社長 高橋 弘二

## 第120期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4116/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大日精工業」又は「コード」に当社証券コード「4116」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

6頁～7頁記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、スマート行使により、又は当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスいただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

日時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号 当社本社ビル9階 彩鳳
目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	<b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットと書面により、重複して議決権が行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。
3. 会社法改正により、電子提供措置事項について、掲載している各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
4. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ・ 事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
  - ・ 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨及び修正前並びに修正後の事項を掲載いたします。

## 事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からの第120期定時株主総会への事前のご質問を、当社ウェブサイトで承っております。

受付期間：2023年6月6日（火曜日）午前9時から6月22日（木曜日）午後5時30分まで

事前質問受付URL：<https://www.daicolor.co.jp/inquiry/agm/e/>

- ・株主様ご本人のみご質問いただけます。
- ・ご質問は2問までとし、株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・株主名簿と照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご入力ください。
- ・頂戴したご質問のうち株主様のご関心が高いと思われる事項への回答は、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
- ・頂戴したご質問すべてに必ず回答することをお約束するものではありません。
- ・回答に至らなかったご質問への個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・これらのご質問につきましては、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

## 後日配信についてのご案内

本株主総会で使用する資料の一部を、2023年6月30日（金曜日）午前10時より配信予定です。

当社ウェブサイト（<https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）よりアクセスのうえ、是非ご活用ください。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（8頁～35頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

2021年10月以降、普通郵便等の配達日の繰り下げが行われており、従来より数日到着が遅くなっております。郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合には、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。



**インターネット**  
による**議決権行使**の場合



**「議決権行使書」を**  
**ご郵送**いただく場合



**株主総会に**  
**ご出席**いただく場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合もございます。インターネットに関する費用(接続料、通信費等)は株主様のご負担となります。)

行使期限：

**2023年6月28日(水曜日)**  
午後**5時30分**入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)

行使期限：

**2023年6月28日(水曜日)**  
午後**5時30分**到着分まで

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です)

株主総会日時：

**2023年6月29日(木曜日)**  
午前**10時**(受付開始午前9時)

### 議決権行使書用紙のご記入方法

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案(下の候補者を除く)	第3号(下の候補者を除く)議案	第4号議案	第5号議案
賛	○	○	○	○	○
否	○	○	○	○	○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

同封同封 見本

○○○○○○○

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案(下の候補者を除く)	第3号(下の候補者を除く)議案	第4号議案	第5号議案
賛	○	○	○	○	○
否	○	○	○	○	○

- 賛成する場合→“**賛**”を○で囲んでください。
- 否認する場合→“**否**”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を→“**賛**”の欄に○印をし、反対する反対する場合 候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使の場合は次頁をご覧ください。

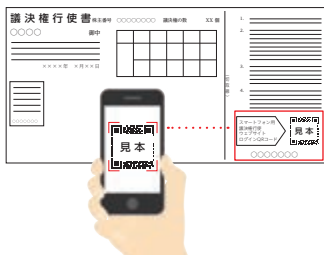


# インターネットによる議決権行使のご案内

## 「スマート行使」によるご行使

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほか、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネットによるご行使

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

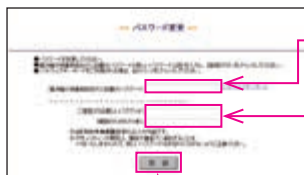
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

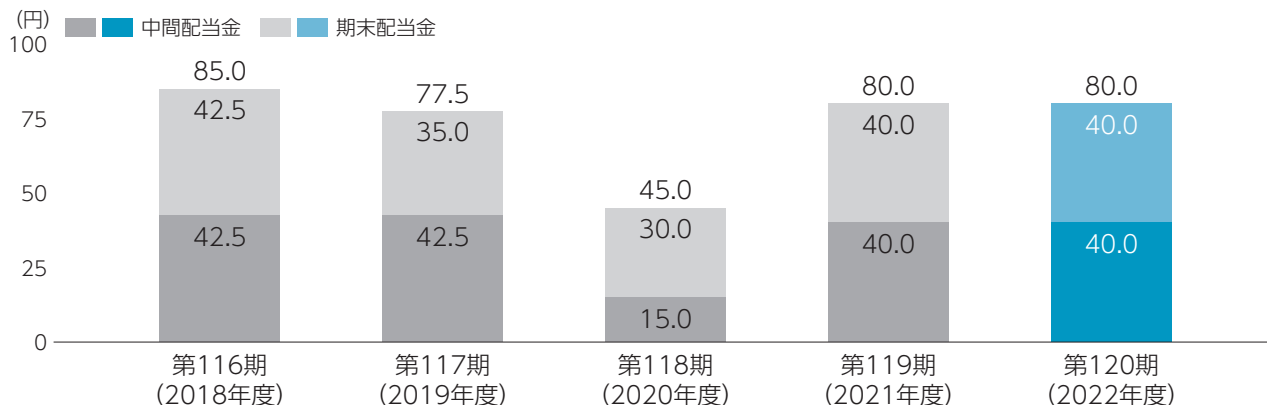
### 期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

つきましては、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金40円 総額739,643,200円 なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、年間配当金は80円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

### 〈ご参考〉1株当たり配当金の推移



## 第2号議案

# 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者 番号	氏名	(年齢)	属性	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況
1	 たかはし こうじ <b>高橋 弘二</b>	(満62歳)	<b>再任</b>	代表取締役社長 社長室、秘書室、内部監査室、CSR・ESG推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者	100% (13回/13回)
2	 こしろう よしたか <b>小城 義尚</b>	(満69歳)	<b>再任</b>	代表取締役専務 技術機構総括	100% (13回/13回)
3	 あおば まさひこ <b>青葉 匡彦</b>	(満59歳)	<b>再任</b>	取締役 生産機構総括 生産推進本部、東京、大阪、東海、川口、坂東、 佐倉製造事業所（浮間合成株）、施設・設備本部担当	100% (13回/13回)
4	 たけだ おさむ <b>竹田 治</b>	(満64歳)	<b>新任</b>	専務執行役員 事業機構担当 合樹・着材第2事業部、コート材事業部、 グラビアインキ事業部、ファインポリマー事業部担当	—
5	 さとう こうじ <b>佐藤 幸治</b>	(満62歳)	<b>新任</b>	執行役員 推進機構総括付	—
6	 なかがわ よしあき <b>中川 義章</b>	(満68歳)	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	100% (13回/13回)
7	 ながはま あきこ <b>長濱 晶子</b>	(満46歳)	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	100% (13回/13回)
8	 かわせ すずむ <b>川瀬 進</b>	(満75歳)	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	100% (10回/10回)

**再任** 再任取締役候補者   **新任** 新任取締役候補者   **社外** 社外取締役候補者   **独立** 独立役員候補者

# 1 たか かし こう じ 高橋 弘二

1961年4月30日生(満62歳)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年7月	当社入社	2018年4月	当社特定事業企画室担当
1998年6月	当社取締役	2019年4月	当社業務推進室担当 当社環境安全統括室担当 当社品質化学品統括室担当
2000年6月	当社専務取締役	2020年6月	当社CSR・リスク管理推進本部 (現 CSR・ESG推進本部)担当(現) 当社最高情報セキュリティ責任者(現)
2009年7月	当社取締役副社長		
2011年6月	当社代表取締役社長(現)		
2014年6月	当社社長室担当(現) 当社秘書室担当(現) 当社内部監査室担当(現) 当社生産企画室担当		

### (重要な兼職の状況)

ディー・エス・エフ(株) 代表取締役社長



## 選任理由

当社グループの一員として、社業全般に係る業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。その経験や知見を当社取締役会に十分に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任期間 25年 | 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) | 所有する当社の株式数 52,808株

# 2 こ しろ よし たか 小城 義尚

1953年11月29日生(満69歳)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2017年4月	当社合成研究本部担当 当社分散研究本部担当
2015年4月	当社執行役員	2020年6月	当社常務取締役
2016年4月	当社上席執行役員	2021年6月	当社代表取締役常務
2016年6月	当社取締役 当社技術機構総括(現) 当社技術管理本部担当 当社基幹技術本部担当 当社事業開発本部担当	2022年6月	当社代表取締役専務(現)

## 選任理由

当社グループの一員として、当社製品を支える研究部門の担当取締役等を経験する等、豊富な業務経験を有し、技術に関連する業務については言うまでもなく、業務全般について熟知しております。技術機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間 7年 | 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) | 所有する当社の株式数 5,653株

## 株主総会参考書類

### 3 あおばまさひこ 青葉 匡彦

1963年9月5日生(満59歳)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役(現)
2019年4月	当社執行役員		当社生産機構総括(現)
2020年6月	当社常務執行役員		東京、大阪、東海、川口、 坂東、佐倉製造事業所 (浮間合成株) 担当(現)
	当社生産機構担当		
	当社生産推進本部担当(現)		
	当社各製造事業所担当		
	当社施設・設備本部担当(現)		

#### 選任理由

当社グループの一員として、顔料製造の海外勤務で培ったマネジメント力及び当社の主力工場である東海製造事業所(静岡県磐田市)、東京製造事業所(東京都足立区)、坂東製造事業所(茨城県坂東市)の事業所長を歴任して積み上げた豊富な業務経験により、生産活動に関連する業務については言うまでもなく、業務全般について熟知しております。

生産機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間 2年 | 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) | 所有する当社の株式数 3,472株

### 4 たけだ おさむ 竹田 治

1958年11月19日生(満64歳)

新任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2021年6月	当社グラビアインキ事業部担当(現)
2016年4月	当社執行役員	2022年6月	当社専務執行役員(現)
2020年6月	当社常務執行役員		
	当社事業機構担当(現)		
	当社合樹・着材第2事業部担当(現)		
	当社コート材事業部担当(現)		
	当社ファインポリマー事業部担当(現)		

#### 選任理由

当社グループの一員として、ファインポリマー事業部やグラビアインキ事業部の事業部長を歴任、また常務執行役員や専務執行役員としての立場から、事業機構の主要な事業部を担当する等、豊富な経験を有し、業務全般を熟知しております。

事業機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数 3,039株

## 5 佐藤 幸治

1961年2月7日生(満62歳)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社  
2014年4月 当社合樹・着材第2事業部長  
2019年4月 当社執行役員(現)  
2022年4月 当社推進機構総括付(現)

### 選任理由

当社グループの一員として、子会社である大日精化(上海)化工有限公司での勤務を経て、合樹・着材第2事業部 事業部長を務めた経験等により、事業部内における総務・人事に関する事項なども含め、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

推進機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数 2,020株

## 6 中川 義章

1955年2月2日生(満68歳)

再任 社外 独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	防衛庁(現 防衛省) 陸上自衛隊入隊	2011年4月	陸上自衛隊研究本部長
2000年12月	自衛隊帯広地方連絡部長	2013年8月	陸上自衛隊退職
2002年3月	陸上幕僚監部人事部援護業務課長	2013年11月	株式会社小松製作所 顧問
2004年3月	北部方面総監部幕僚副長(札幌)	2020年2月	同社退職
2006年3月	統合幕僚監部報道官	2020年4月	株式会社電巧社 顧問(現)
2007年7月	中部方面総監部幕僚長兼伊丹駐屯地司令	2021年6月	当社社外取締役(現)
2009年12月	第1師団長(練馬)		

### 選任理由及び期待される役割の概要

陸上自衛隊の将官として数年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識は、広範かつ高度な視点から、組織運営やコーポレートガバナンス等当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人財と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社小松製作所顧問を経験され、現在、株式会社電巧社の顧問に就任しておりますが、これらの会社と当社グループとの間には、特段の取引はありません。また同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の名指や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



取締役在任期間 2年 | 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) | 所有する当社の株式数 0株



## 株主総会参考書類

### 7 なが はま あき こ 長濱 晶子

1976年9月30日生(満46歳)

再任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年11月	司法試験合格	2021年6月	当社社外取締役(現)
2007年12月	司法研修所修了 弁護士登録	2022年6月	能美防災株式会社 社外監査役(現)
2007年12月	YNM法律事務所 (現 長濱・水野・井上法律事務所) 入所(現)		(重要な兼職の状況) 能美防災(株) 社外監査役

#### 選任理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレートガバナンスの強化に資することが期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社グループは同氏の所属する長濱・水野・井上法律事務所に法務アドバイスを求めることがありますが、その報酬金額は僅少であります。また、同氏が社外監査役を務める能美防災株式会社と当社グループの間には特段の取引はありません。同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役員執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



取締役在任期間 2年 | 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) | 所有する当社の株式数 0株

### 8 かわ せ すずむ 川瀬 進

1948年2月7日生(満75歳)

再任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	綜研化学株式会社入社	2013年6月	同社退社
2001年6月	同社取締役研究開発センター長	2014年4月	公益社団法人化学工学会産学官連携センターSCE・Net 副代表幹事(現)
2005年6月	同社常務取締役研究開発センター長		
2005年10月	同社常務取締役	2022年6月	当社社外取締役(現)
2007年4月	同社常務取締役狭山事業所長		(重要な兼職の状況)
2008年6月	同社取締役副社長兼狭山事業所長		(公社)化学工学会産学官連携センターSCE・Net
2010年4月	同社取締役副社長		副代表幹事
2011年6月	同社特別顧問		

#### 選任理由及び期待される役割の概要

綜研化学株式会社の取締役副社長を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると同時に、同社常務取締役研究開発センター長、取締役副社長兼狭山事業所長の歴任もしておられることから、技術開発、生産等に関する知識や知見に基づき当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社グループは同社との間で取引がありますが、当社グループの年間売上高に占めるその割合は2%未満であり僅少であります。同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役員執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。



取締役在任期間 1年 | 取締役会への出席状況 100% (10回/10回) | 所有する当社の株式数 0株

## 〈ご参考〉取締役候補者の指名方針と選任手続

以下の基準を満たす者の中から、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会にて、下記基準に照らした諮問・答申を経て、取締役会に上程され、取締役会が決議します。

- 一 取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
- 二 取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること
- 三 高い人望、品格、倫理観を有していること
- 四 高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること
- 五 その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること

社外取締役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。

- 一 出身の各分野において高い見識を有していること
- 二 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
- 三 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川 義章氏、長濱 晶子氏及び川瀬 進氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び川瀬 進氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第27条第2項において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び川瀬 進氏と責任限定契約を締結しております。中川 義章氏、長濱 晶子氏及び川瀬 進氏の取締役再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりです。  
 ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。  
 ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



## 株主総会参考書類

### 〈ご参考〉取締役のスキル・マトリックス

第2号議案が承認可決された場合の、当社取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	地位	知識・経験・スキル、期待する分野									
		企業経営/ 事業戦略/ リーダーシップ	CSR・ESG・ コンプライアンス	財務・ 会計・ 税務	IT・ 情報システム	人事・ 労務、 人財開発	技術開発・ 技術開発管理	SCM/物流	業界・ 業界動向/ マーケティング 新規事業	供給、製造	国際性、 多様性
高橋 弘二	代表取締役社長	●	●	●	●						●
小城 義尚	代表取締役専務	●	●				●			●	
青葉 匡彦	常務取締役					●	●	●		●	●
竹田 治	常務取締役	●						●	●		●
佐藤 幸治	取締役	●		●	●	●					
中川 義章	社外取締役	●	●			●	●				●
長濱 晶子	社外取締役		●			●					●
川瀬 進	社外取締役	●	●				●		●	●	

## 第3号議案 | 監査役3名選任の件

監査役 川田 勝久氏は、本総会終結の時をもって辞任し、監査役 蒲生 善郎氏、佐藤 幸平氏の2氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。


また、監査役候補者 村田 修一氏は、川田 勝久氏の補欠ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は、以下のとおりです。

候補者番号	氏名	(年齢)	属性	現在の当社における地位	監査役会への出席状況	(ご参考) 取締役会への出席状況
1	 がもう よしろう <b>蒲生 善郎</b>	(満66歳)	<b>再任</b>	監査役 (常勤)	100% (17回/17回)	100% (13回/13回)
2	 むらた しゅういち <b>村田 修一</b>	(満65歳)	<b>新任</b>	監査役補佐 内部監査室 上級専門職	—	—
3	 わかばやし いちろう <b>若林 市郎</b>	(満65歳)	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	—	—	—

**再任** 再任監査役候補者   **新任** 新任監査役候補者   **社外** 社外監査役候補者   **独立** 独立役員候補者

(ご参考) 引き続き在任となる監査役は、以下のとおりであります。

氏名	(年齢)	属性	現在の当社における地位	監査役会への出席状況	(ご参考) 取締役会への出席状況
 やまぐち ひでみ <b>山口 秀巳</b>	(満69歳)	<b>社外</b> <b>独立</b>	社外監査役	100% (17回/17回)	92% (12回/13回)

## 株主総会参考書類

### 1 が もう よし ろう 蒲生 善郎

1956年8月27日生(満66歳)

再任

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
2016年9月 当社顔料事業部長  
2019年6月 当社監査役(常勤)(現)

#### 選任理由

当社グループの一員として、顔料事業部 事業部長を経て、大阪製造事業所(大阪府東大阪市)勤務、監査役補佐使用人を務めた経験等により、豊富な業務知識を有し、業務全般を熟知していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。



監査役在任期間 4年 | 監査役会への出席状況 100% (17回/17回) | 所有する当社の株式数 3,800株

### 2 むら た しゅう いち 村田 修一

1957年7月16日生(満65歳)

新任

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2015年6月 内部監査室(現)  
2016年4月 上級専門職(現)  
2023年4月 当社監査役補佐(現)

#### 選任理由

当社グループの一員として、合樹・着材第2事業部の営業部長の経験を経て、内部監査室の上級専門職、監査役補佐使用人を務めている経緯より、社内外の広範な業務知識を有すると同時に、監査業務にも精通しているため、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数 0株

# 3 若林 市廊

わかばやし いちろう

1957年10月25日生(満65歳)

新任 社外 独立

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月	長瀬産業(株)入社	2018年 4月	同社取締役 兼 常務執行役員
2008年 4月	同社工業材料事業部長	2019年 4月	同社代表取締役 兼 常務執行役員
2010年 4月	同社執行役員 工業材料事業部長	2021年 6月	同社顧問
2015年 6月	同社取締役 兼 執行役員	2022年 6月	同社顧問退任

## 選任理由

長瀬産業株式会社の代表取締役を歴任し、同社の国内、海外を含めた企業集団経営における豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。同氏が同社でこれまで培ってきた知見を活かし、当社監査体制の一層の強化に尽力願えるものと期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社グループは同社との間で取引がありますが、当社グループの年間売上高に占めるその割合は2%未満であり、僅少であります。



所有する当社の株式数 0株

## 株主総会参考書類

### 〈ご参考〉 監査役候補者の指名方針と選任手続

以下の基準を満たす者の中から、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会にて、下記基準に照らした諮問・答申を経て、監査役会に提案し、監査役会による同意を得ることとなっております。その後、取締役会に上程され、取締役会が決議します。

- 一 監査役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
- 二 監査役としての職務執行に高いバイタリティを有していることと同時に、監査品質向上に向けて自己研鑽に努めることができること
- 三 高い人望、品格、倫理観を有していること
- 四 財務・会計に関する高い知見を有し、経営的知識、客観的判断能力等に優れていること
- 五 その他、コーポレートガバナンス構築の観点から監査役に求められる資質を有していること

社外監査役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。

- 一 出身の各分野において高い見識を有していること
- 二 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
- 三 社外監査役の独立性確保のための基準を満たしていること

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若林 市郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 若林 市郎氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第36条第2項において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。若林 市郎氏の監査役選任が承認された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりです。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

いかり しゅういちろう  
五十里 秀一朗

1960年1月2日生(満63歳)

社外 独立

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	東京国税局入局	2021年4月	当社顧問税理士(現)
2002年6月	税理士資格取得	2021年6月	当社補欠監査役(現)
2016年7月	藤沢税務署長	2021年12月	株式会社ステップ社外監査役(現)
2019年7月	東京国税局調査第四部長		
2020年7月	東京国税局退官		(重要な兼職の状況)
2020年8月	税理士開業(現)		(株)ステップ社外監査役

## 選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

所有する当社の株式数 0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 補欠監査役候補者五十里 秀一朗氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、五十里 秀一朗氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 五十里 秀一朗氏が社外監査役に就任された場合には、当社との税理士顧問契約は解消する旨の書面を受領しております。
  - 五十里 秀一朗氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52頁に記載のとおりです。五十里 秀一朗氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) の継続の件

当社は、2008年4月22日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、同年6月27日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認をいただき、その後、直近では2020年6月26日開催の当社第117期定時株主総会において、その継続につきご承認をいただいておりますが、（現在の対応策を以下「現プラン」といいます。）その有効期限は、2023年6月29日開催の第120期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの有効期限の満了を迎えるにあたり、現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2023年4月19日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### I. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続したものであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙1をご参照ください。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。



注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。  
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員の略歴につきましては、別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を速やかに公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

## 株主総会参考書類

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

#### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法定拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

#### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について提出を要請する旨のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

## 株主総会参考書類

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。さらに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めことに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(i)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
  - (c) 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産につき売却等の処分をさせ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売付けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
  - (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
  - (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
  - (g) 大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
  - (h) 大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係が破壊されることとなり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
  - (i) 大規模買付者の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催
- 当社取締役会は、上記（1）又は（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。



## 株主総会参考書類

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会是对抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1) 「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会が具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

#### 6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2026年3月31日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にも不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正又は変更する場合があります。



## 株主総会参考書類

### II. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、①株主の皆様にご与える影響等、並びに②本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

#### 1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断いただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断いただくうえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5 に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等にしがって適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅰ. 1「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において株主の皆様が本プランへの継続についてお諮りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

## 株主総会参考書類

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ. 5「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

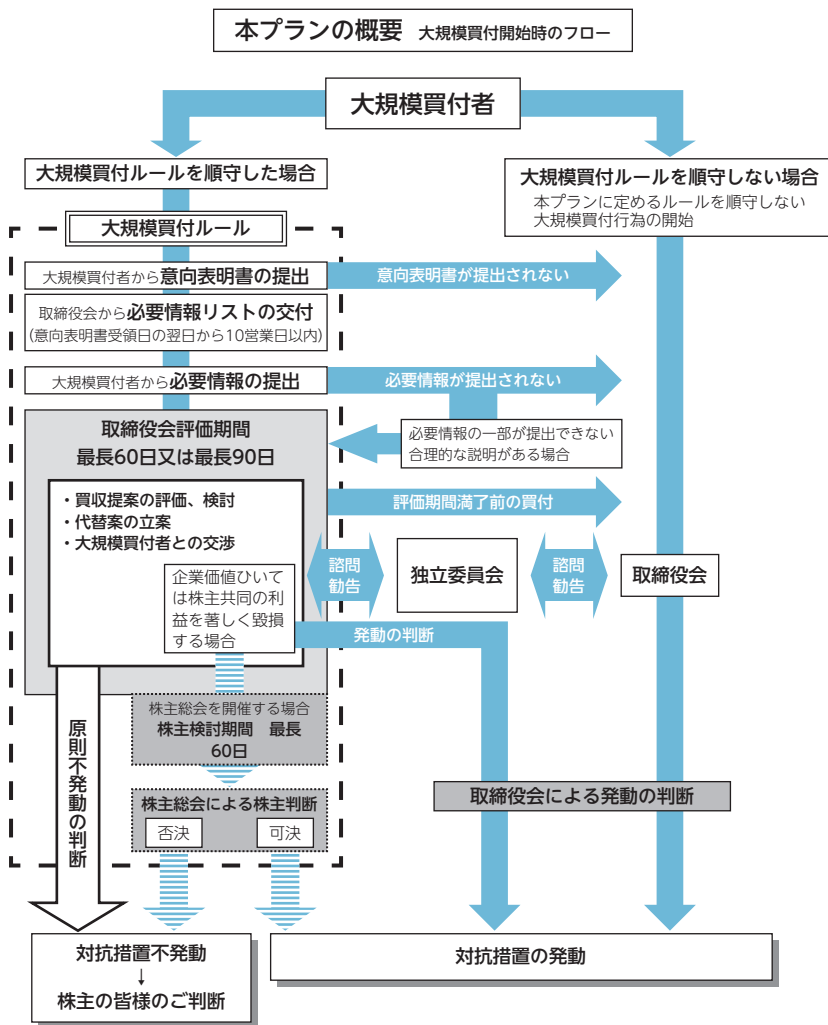
また、同委員会の勧告の概要は公表いたします。

### (5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、スローハンド型の対応策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

(別紙1)



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

## 株主総会参考書類

(別紙2)

### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断等、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙3)

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

	氏名	略歴
1	山口 秀巳	1972年4月 東京国税局入局 1998年5月 税理士資格取得 2008年7月 北沢税務署長 2013年7月 東京国税局調査第二部長 2014年7月 東京国税局退官 2014年8月 税理士開業(現) 2016年9月 東洋ドライループ(株)社外取締役(監査等委員)(現) 2017年4月 当社顧問税理士 2017年6月 当社補欠監査役 2021年3月 当社顧問税理士 業務委託契約解約 2021年6月 当社社外監査役(現)
2	若林 市廊	1981年4月 長瀬産業(株)入社 2008年4月 同社工業材料事業部長 2010年4月 同社執行役員 工業材料事業部長 2015年6月 同社取締役 兼 執行役員 2018年4月 同社取締役 兼 常務執行役員 2019年4月 同社代表取締役 兼 常務執行役員 2021年6月 同社顧問 2022年6月 同社顧問退任 2023年6月 当社社外監査役(予定)
3	五十里 秀一朗	1978年4月 東京国税局入局 2002年6月 税理士資格取得 2016年7月 藤沢税務署長 2019年7月 東京国税局調査第四部長 2020年7月 東京国税局退官 2020年8月 税理士開業(現) 2021年4月 当社顧問税理士(現) 2021年6月 当社補欠監査役(現) 2021年12月 (株)ステップ社外監査役(現)

(注) 上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。なお社外監査役山口秀巳氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。また社外監査役候補者若林市廊氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出する予定であります。

以上

## 株主総会参考書類

(別紙4)

### 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以上



# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況

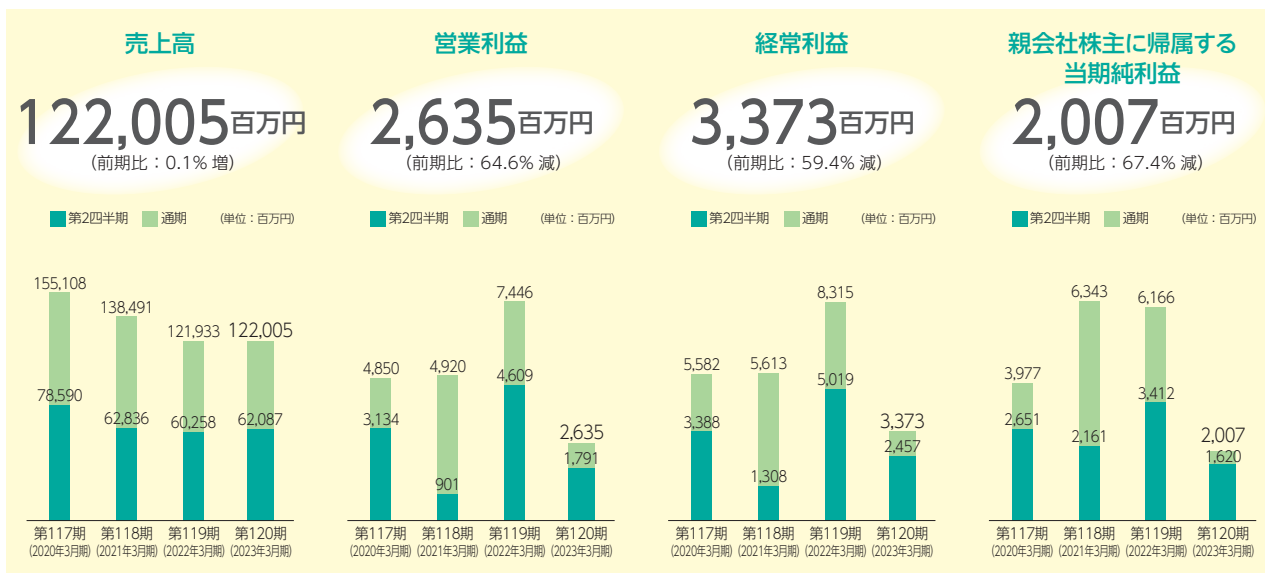
### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限緩和により経済活動が活発化する一方、ロシアによるウクライナ侵攻長期化等の影響による原材料価格高止まり及びインフレ進行により景気は不透明な状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、2年目となる中期経営計画の基本戦略として「技術主導による競争優位性の確保」「サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進」「事業基盤の強化のための海外事業の拡大」に基づく施策を引き続き推進しました。

当社グループの主要な販売先である輸送業界の自動車向けは半導体等の部品不足等による生産調整及びサプライチェーン上の在庫調整の影響により、また、情報電子業界の液晶ディスプレイ向けは、コロナ禍の巣ごもり需要の反動減等により低迷しました。一方、包装業界向けのインキ及び着色剤は、人流の活発化等により堅調に推移しました。この結果、売上高は、販売価格の見直しを進めたこともあり、1,220億5百万円（前期比0.1%増）と増収になりました。

一方、営業利益は、販売価格の見直しを進めましたが、原材料価格高止まりの影響を受け26億3千5百万円（同64.6%減）、経常利益は、33億7千3百万円（同59.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に政策保有株式売却による投資有価証券売却益を計上しましたが、特別損失に固定資産の減損損失を計上した結果、20億7百万円（同67.4%減）とそれぞれ減益になりました。



## (2) 報告セグメント及びその業績

# カラー&ファンクショナル プロダクト

売上高構成比  
(第120期)

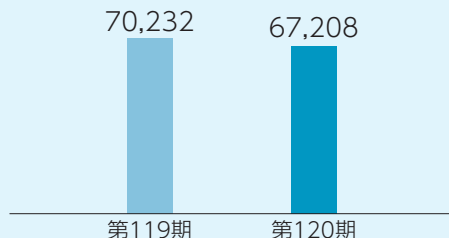
55.1%

売上高

672億8百万円

(前期比 4.3%減 ▼)

(単位：百万円)

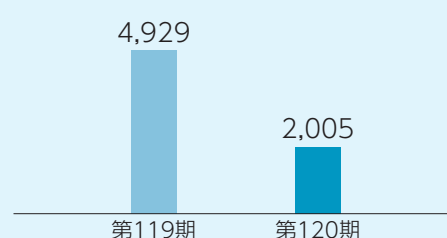


営業利益

20億5百万円

(前期比 59.3%減 ▼)

(単位：百万円)



当事業は、顔料・繊維用着色剤・プラスチック用着色剤・コンパウンド・顔料分散体・機能性材料の製造・販売を行っております。

情報電子業界向けの顔料及び分散体の売上高は、オフィス事務機器用途は回復が続きましたが、ディスプレイ用途は、液晶パネルの在庫調整及び巣ごもり需要の減少により低調となりました。家電OA機器及び車両業界向けのコンパウンド・着色剤の売上高は、国内は半導体不足等による自動車生産低迷により低調となりましたが、海外は、東南アジア・インドが好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、672億8百万円（同4.3%減）と減収になり、営業利益は20億5百万円（同59.3%減）と減益となりました。

# ポリマー&コーティング マテリアル

売上高構成比  
(第120期)

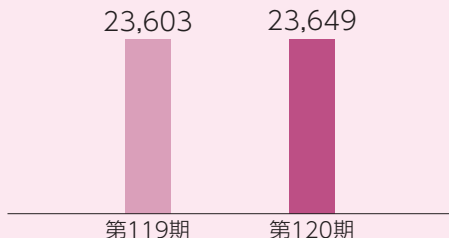
19.4%

売上高

236億4千9百万円

(前期比 0.2%増 ▲)

(単位:百万円)

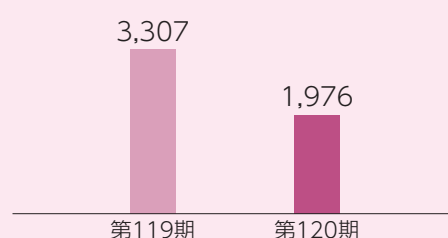


営業利益

19億7千6百万円

(前期比 40.2%減 ▼)

(単位:百万円)



当事業は、UV・EBコート剤・ウレタン樹脂・天然物由来高分子の製造・販売を行っております。

ウレタン樹脂の売上高は、主要販売先の在庫調整等により車両業界向け、衣料品・服飾品業界向け等全般的に低調に推移しました。情報電子業界の液晶ディスプレイ向けのコーティング剤は、巣ごもり需要の減少等により低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、236億4千9百万円（同0.2%増）と増収になりましたが、営業利益は19億7千6百万円（同40.2%減）と減益になりました。

# グラフィック&プリンティング マテリアル

売上高構成比  
(第120期)

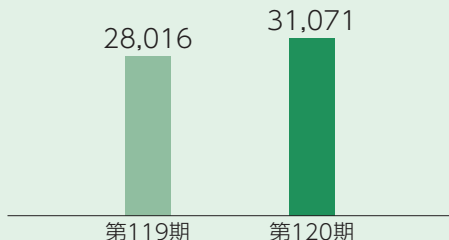
25.5%

売上高

310億7千1百万円

(前期比 10.9%増 ▲)

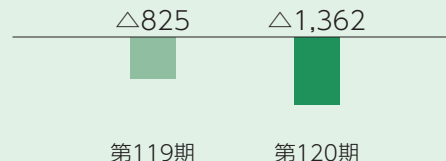
(単位：百万円)



営業利益

△13億6千2百万円

(単位：百万円)



当事業は、グラビアインキ・オフセットインキの製造・販売を行っております。

包装業界向けのグラビアインキは、国内は飲料ラベル用途等が堅調に推移しました。海外は、インドネシア子会社でコロナ鎮静化により大幅に増収となりました。オフセットインキは、需要減少により低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は310億7千1百万円（同10.9%増）と増収になりましたが、原材料価格の高止まり及び新工場移転費用の計上により、13億6千2百万円の営業損失（前期は8億2千5百万円の営業損失）となりました。

## (3) 財産及び損益の状況

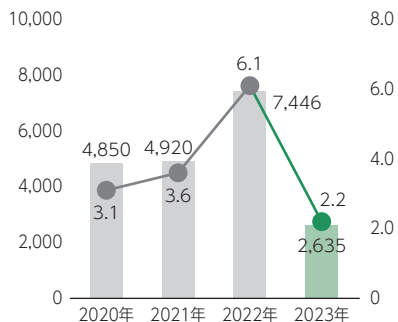
区分	第117期 (2020年3月期)	第118期 (2021年3月期)	第119期 (2022年3月期)	第120期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	155,108	138,491	121,933	122,005
営業利益 (百万円)	4,850	4,920	7,446	2,635
経常利益 (百万円)	5,582	5,613	8,315	3,373
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,977	6,343	6,166	2,007
1株当たり当期純利益 (円)	214.24	341.95	333.70	108.58
総資産 (百万円)	187,296	197,717	196,709	192,765
純資産 (百万円)	95,675	103,660	110,487	114,301
1株当たり純資産額 (円)	5,052.36	5,516.08	5,868.51	6,060.11

(注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

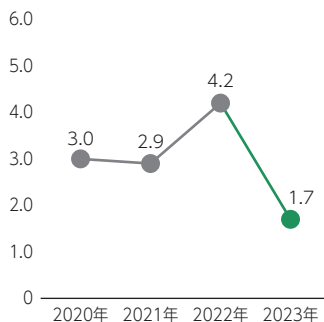
2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第119期(2022年3月期)連結会計年度の期首から適用しております。

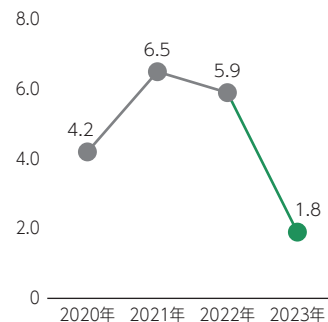
■ 営業利益 (百万円) ● 営業利益率 (%)



ROA (%)



ROE (%)



## 事業報告

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年8月に公表の2021年を初年度とする中期経営計画において、ROA（総資産経常利益率）5%、ROE（自己資本利益率）9%とすることを経営目標として掲げましたが、初年度が経過した2022年3月末時点ではROA 4.2%、ROE 5.9%、2年目が経過した2023年3月末時点では、ROA 1.7%、ROE 1.8%の結果となりました。

当社グループの置かれている経営環境については、下記のとおりと認識しております。

- ①お客様の国内外の事業展開に寄り添い、収益性、効率性をご提案するために、当社では国内外の拠点の強みを活かした積極的な業務展開、国内、海外の一方に偏することなくバランスのよい業務展開をするべきであることは重要な課題であると認識しております。
- ②持続的な成長のためには、ESGへの取組みがあらゆる事業活動の基本理念であり、環境配慮（E）、社会貢献（S）の実現のための研究・開発が果たす役割が、特に重要であると認識しております。このため社会全体の持続性、安全性、収益性、効率性、採算性などの側面から十分に検証のうえで、「3つのコア技術」を更に深化させること、新たな技術を取り入れることに、人財と設備、資金を投入していく必要があるものと認識しております。
- ③ステークホルダーの皆様から信頼される企業として常に選ばれる企業であり続けるためには、上記②で述べたように、長期的・持続的な成長とともに、製品や事業活動を通して地球規模の環境や社会問題へ取り組む企業姿勢と、意思決定の透明性、公正性を確保できるガバナンス体制の下で従業員一人ひとりの思いが企業風土として醸成されることが企業価値の向上においても大きな影響を与えるものと再認識した上で、全社を挙げてE（環境配慮）、S（社会貢献）、G（企業統治）の側面から能動的に活動を促進することが必要と理解しております。
- ④今後更に、デジタル技術及びデータ分析の活用が、当社グループの競争力の源泉のひとつとして重要性を増し、経営目標を達成するための重要な手段であると認識しております。当社は2018年10月に基幹システムを刷新し、さらなる活用のための周辺システムの整備も着々と進めてきておりますが、より高度化していく外部環境からの要請事項に対し、これまで以上に、適時かつ確に対応していく仕組みが必要であると認識しております。



⑤当社グループの掲げる中期経営計画の目標達成には、人的資本及び知的財産への投資と活用によるイノベーションの創出が不可欠であると認識し、企業にとって財産である「人財」の育成は重要な経営課題のひとつと考えております。別途定める「人財育成方針」「社内環境整備方針」に沿って、企業と人財が互いに高め合っていくビジョンを共有し、持続可能な成長に向けて、地道にかつ着実に、相互に磨き上げていくことにより、当社グループの成長と人財の成長との間に好循環を生み出すことができるものと確信しております。

これらを踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の創出のため、2021年8月に公表しております中期経営計画の施策を重点的に進めております。

#### ア、技術主導による競争優位性確保

当社グループでは、技術マネジメント手法を用いて保有する技術を再評価し、社会的なニーズ（ESG）への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、市場規模・収益性・成長性を評価して、保有している3つのコア技術（1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術）を深化させた技術開発に取り組んでおります。これらを重要な基盤として、2021年、中期経営計画の施策を策定するにあたり、従来の注力4分野（環境、エネルギー、パーソナルケア、IT・エレクトロニクス）を改めて、①IT・エレクトロニクス 機能性材料、②ライフサイエンス・パーソナルケアの二つを新規発展分野、③モビリティ、④パッケージングの二つを継続発展分野として開発対象の中心に据え、資金と人財を積極的に投入することを行い、技術主導による競争優位の確保を目的とした「技術オリエンテッド」体制の構築を目指すことといたしました。これにより、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ることといたしました。

2年目が終了した2023年3月末時点における状況は、以下のとおりと認識しております。

##### ① IT・エレクトロニクス 機能性材料

中期経営計画の初年度においては、二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料、機能性ポリマーなどにおいて、基礎技術に目途を付けると同時に、サンプルワークによる性能評価を進め、また産学連携による新技術を付加することにより、着実な一歩を踏み出すことができました。

2年目においては、二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料、機能性ポリマー、高付加価値顔料・分散体などにおいて、オープンイノベーション・産学連携を強化し、新技術導入を着実に進め、基礎技術力アップを図ると同時に、応用開発においてもお客様にご採用いただいたアイテムも多数獲得できました。今後、獲得アイテムの生産技術確立とともに、更なる実績化に向けて研究開発を進めてまいります。

##### ② ライフサイエンス・パーソナルケア

中期経営計画の初年度においては、生分解性微粒子、化粧品材料において、量産化設備に目途を付け、また、植物由来キトサンの開発に着手するなど一定の進捗を得ることができました。

## 事業報告

2年目においては、生分解性微粒子の高性能化やコストダウン製法の構築を進めております。キノコ由来キトサンや天然物由来生分解性樹脂のサンプルワークによる性能評価を開始しました。今後はパイロットスケールでの生産体制構築を進めるとともに、市場ニーズに合うアイテムを継続的に投入するべく研究開発を進めてまいります。

### ③モビリティ

中期経営計画の初年度においては、ウレタン、アクリル、シリコーンポリマー、軽量・高強度樹脂コンパウンドなどにおいて、水性化、バイオマス化などの環境配慮強化、リサイクル素材を利用した高強度コンパウンドの生産プロセスに目途をつけることができました。

2年目においては、ウレタン、アクリル、シリコーンポリマーにおいて、環境配慮強化した製品設計が完了したアイテムの量産体制を構築し、リサイクル素材を利用した高強度樹脂コンパウンドにおいてはサンプルワークを開始しました。今後も実績化、増産、拡販を目指し、応用開発、新規生産設備導入を進めていきます。

### ④パッケージング

中期経営計画の初年度においては、ガスバリア性を付与したインキ、パッケージおよびラベルのリサイクルが可能なインキ、バイオマス由来のインキなどを上市し、サンプルワークを開始しました。現時点でグラビアインキの50%以上をESG製品で占めることとなりました。

2年目においては、バイオマスインキ、水性インキといった環境配慮型製品の採用が進み、グラビアインキのESG製品の占める割合は60%となりました。今後も環境配慮型製品を中心にインキ開発スピードを上げてまいります。

## イ、ESGを重視した経営による企業価値向上に向けた改革の推進

中期経営計画を実行するにあたり、ESGの取組みは、当社グループを取り巻くサプライチェーン全体の重要な課題として認識し、原材料調達段階から当社製品を使用した製品が廃棄されるまでを含めたライフサイクル全体において、(ア)ESG貢献製品開発・拡販、(イ)気候変動への取り組み、(ウ)資源循環促進、(エ)生物多様性への取り組み、(オ)社会貢献の一層の促進、(カ)コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組みを実施することとし、生物多様性に対する取り組みに対しても、注力項目として追加することといたしました。

2年目が終了した2023年3月末時点における状況は以下のとおりと認識しております。

### (ア) ESG貢献製品開発・拡販

上記アで一部述べたとおり、地球温暖化防止、資源循環促進、水資源保護、フードロス削減などの観点から、二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料の開発やバイオマス由来製品の開発などを積極的に進めております。

今後も、この分野の製品開発・拡販に注力してまいります。

#### (イ) 気候変動への取り組み

中期経営計画の初年度においては、省エネ対策として、太陽光発電設備の設置、ボイラーの運用改善、生産機械の高効率化、照明器具のLED化を実施すると同時に、買電を再生可能エネルギー由来の電力に切り換えることを進めました。併せて、インターナルカーボンプライシングに関する社内整備を進めました。

2年目においては、東海製造事業所で稼働していたガスコージェネレーションによる発電をやめ、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを実施し、より一層の脱炭素化を進めました。

また、国内グループにおけるScope 3カテゴリー1～8の算定と開示を開始、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量における当社グループの影響度を把握し、削減に貢献できるように努めてまいります。

#### (ウ) 資源循環促進

プラスチック製品の原材料のバイオマス化への対応を加速化させると同時に、廃プラスチックの排出量抑制とリサイクル促進を進めてまいりました。

今後も、これらの対策を鋭意継続するとともに、生産工程から生じるロスを削減するため工程管理を強化することなども行ってまいります。

#### (エ) 生物多様性への取り組み

化学物質を扱う当社グループは、事業活動のみならず製品のライフサイクル全般において生態系に与える様々な影響をリスクと機会の両面から把握し、生態系への負荷を最小限に抑えると共に、当社技術を活かして生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する価値の創出に努める事が重要であると認識しています。

それに向けて、揮発性有機溶剤や特定化学物質の使用により生じる大気汚染や水質汚染等の環境負荷軽減に向けた自らの管理活動と当社グループの製品使用段階で生じる環境負荷軽減に貢献する製品開発の両輪でTNFDの枠組みに沿って推進してまいります。

また、当社グループが現在加盟しているCLOMAをはじめとするイニシアティブへの参加や事業所の近隣地域コミュニティとの協働作業にも積極的に参加し、生物多様性の保全に努めてまいります。

#### (オ) 社会貢献の一層の促進

お客様とのかかわりにおいては、適切な化学物質管理（新管理システムの導入、リスクアセスメントなど）、品質管理（ISO9001による全社的なQMS活動実施、内部監査実施）、責任ある原材料調達（CSR調達基準によるサプライヤー調査）、サステナブルな物流業務の展開（輸送ロットアップ、在庫拠点集約など）に取り組んでまいりました。従業員とのかかわりにおいては、ワークライフバランスの充実、女性、外国人、中途採用者の一層の活躍などの点から、人事制度の充実を図っております。

## 事業報告

併せて地域社会とのかかわりにおいては、生産拠点の近隣に対する安全・安心を最優先に防災活動に加え、生物多様性の保全の一環として近隣の生態系に一層の配慮を行い、環境負荷の低減と自然環境の保全に努めてまいります。これらの諸施策は着実に、継続的に実施することにより効果を得られるものであるため、今後も注力して対応してまいります。

### (カ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み

単に法令順守、ルール順守に留まるだけでは実質的なガバナンスの向上につながらないとの認識から、コンプライアンスの徹底のために経営層からのメッセージの発信・従業員からのフィードバックを継続的に実施し、経営層からのトップダウンと実行部門からのボトムアップを活性化させた双方向コミュニケーションを充実させ、経営戦略を社員ひとりひとりが「自分ゴト」として捉えて行動できるように社内環境を整備しています。また、社内イントラシステムなどを利用した継続的な研修の実施、ガバナンス体制上の委員会活動にESGの視点を大幅に追加するなど、より一層「風通し」のよい組織体制づくりに向けて、今後も地道な活動をひとつずつ積み上げてまいります。

### ウ、海外事業拡大に向けた事業基盤の強化～海外売上高比率の向上～

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展開もバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に、2021年に中期経営計画を策定以来、(ア)「地産地消」の推進と海外拠点の拡充、(イ)新規ビジネスの創出に注力しております。

中期経営計画の2年目が終了した2023年3月末時点における状況は以下のとおりと認識しております。

#### (ア) 「地産地消」の推進と海外拠点の拡充

中期経営計画の初年度においては、自動車内装材用をはじめとした、環境配慮型ウレタン樹脂製品に対する海外からの強い供給要請に応えるため、積極的な事業展開を実施してきました。

併せて2年目においては、コロナ禍で強まった環境配慮型製品の現地生産要請に応え拡販活動を推進し、その他においても需要が見込める製品の現地生産を視野に活動を進めてきました。

今後も、現地生産の要請や顧客要求に応えながら、「地産地消」を推進してまいります。

#### (イ) 新規ビジネスの創出

中期経営計画の初年度においては、東南アジア、中国、欧州におけるエンジニアリングプラスチック事業の展開と生産技術の増強、欧州の商業印刷分野におけるデジタル印刷需要取り込みなどの事業を展開いたしました。

併せて2年目においては、エンジニアリングプラスチック事業における新規ビジネスの安定供給体制の確立、欧州等での商業印刷分野におけるデジタル印刷需要増加に対応すべく安定供給体制の構築、などを進めてきました。

海外における新規ビジネスの創出は一朝一夕に成就しがたいものであるとの認識に立ち、これらの事業を中心に、今後とも鋭意、注力していくことといたします。

中期経営計画の公表に合わせ掲げましたROA（総資産経常利益率）5%、ROE（自己資本利益率）9%の経営目標を達成するためにも、以上のような施策を引き続き強力に推し進めていくことといたします。

併せて、当社グループの置かれている経営環境と要請される事項に的確に対応するため、DXの推進により、デジタル技術を更に活用し、社内データの整備や業務改善に直結する事象の把握と改善への取組みなど、生産性の向上や経営基盤の強化に引き続き積極的に取り組んでまいります。また、デジタルリテラシー向上のための研修や、具体的なプロジェクトなどを活用したOJTなども効率的に行うことなどにより、一層のデジタル人財の基盤強化を図ることといたします。

なお、最近の当社グループを取り巻く経営環境及び過去数年の経営指標における低収益状況を鑑み、当社グループの強みを活かす分野への取組強化など、上に記載した諸施策について、不退転の決意をもって、これまで以上に、積極的、かつ前倒しで推進することといたします。

## (5) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は42億4千5百万円で、報告セグメント別の主な内訳は以下のとおりであります。

報告セグメント	設備投資金額	設備投資の主な内容・目的
カラー&ファンクショナル プロダクト	2,014百万円	当社東京製造事業所及び当社東海製造事業所 における設備の拡充・改修
ポリマー&コーティング マテリアル	656	当社坂東製造事業所及び浮間合成(株)における 設備の拡充
グラフィック&プリンティング マテリアル	1,571	当社坂東製造事業所における設備の拡充

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ配分しております。

## 事業報告

### (6) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、財務体質の改善・強化を図るべく借入金の圧縮を行いました。この結果、当連結会計年度末における借入金残高は304億4千1百万円となり、前連結会計年度末と比べ18億1千9百万円減少いたしました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円、個別に取引銀行1行と25億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

### (7) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,720百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,690
株式会社みずほ銀行	3,304
株式会社千葉銀行	2,921
株式会社足利銀行	2,921
みずほ信託銀行株式会社	2,538

(注)借入額には、シンジケートローンによる借入金44億2千3百万円が含まれております。

### (8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

#### ① 当社

本社	東京都中央区
支社	東日本（東京都中央区）、中部（愛知県名古屋市）、西日本（大阪府大阪市）
製造拠点	東京製造事業所（東京都足立区）、大阪製造事業所（大阪府東大阪市）、東海製造事業所（静岡県磐田市）、滋賀製造所（滋賀県甲賀市）、川口製造事業所（埼玉県川口市）、坂東製造事業所（茨城県坂東市）

#### ② 子会社の主要な事業所

「(9) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。



## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
・カラー&ファンクショナル プロダクト				
ハイテックケミ株式会社	千葉県	300百万円	100.0%	製品の製造
DAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.	タイ	234百万Baht	93.0	製品の製造販売
DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO., LTD.	香港	83,000千HK \$	100.0	商品の販売
東莞大日化工廠有限公司	中国	121,000千HK \$	100.0	製品の製造
DAINICHI COLOR VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	8,700千US \$	60.0	製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	インド	1,493,053千INR	100.0	製品の製造販売
DAICOLOR ITALY S.R.L.	イタリア	1,500千EUR	100.0	商品の販売
・ポリマー&コーティング マテリアル				
浮間合成株式会社	千葉県	401百万円	100.0%	製品の製造
大日精化(上海)化工有限公司	中国	22,230千US \$	100.0	製品の製造販売
HI-TECH COLOR, INC.	アメリカ	25,115千US \$	100.0	製品の製造販売
・グラフィック&プリンティング マテリアル				
P.T. HI-TECH INK INDONESIA	インドネシア	8,940百万IDR	99.875%	製品の製造販売

(注) 1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 事業報告

### (10) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

#### ①当社グループの従業員の状況

報告セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
カラー&ファンクショナル プロダクト	2,398名	△99名
ポリマー&コーティング マテリアル	403	13
グラフィック&プリンティング マテリアル	636	27
その他	11	△38
全社（共通）	218	12
合計	3,665	△85

#### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,451名	8名	41.6歳	17.8年

### (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 18,613,110株 (うち自己株式 122,030株)  
 (3) 株主数 5,059名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,871千株	10.11%
株式会社三井住友銀行	882	4.77
大樹生命保険株式会社	654	3.54
株式会社三菱UFJ銀行	601	3.25
大日精化従業員持株会	561	3.03
みずほ信託銀行株式会社	520	2.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	508	2.75
損害保険ジャパン株式会社	371	2.00
高橋 靖	363	1.96
日本パーカライジング株式会社	359	1.94

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (122,030株) を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	8,600株	5名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告53ページ「3 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。  
 2. 当社は2021年6月29日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月28日付で取締役 (社外取締役を除く。) 5名に対し自己株式8,600株及び役付執行役員 (取締役を兼務する執行役員を除く。) 4名に対し自己株式3,076株の処分を行っております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 弘二	業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、 CSR・ESG推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者  (重要な兼職の状況) ディー・エス・エフ(株) 代表取締役社長
代表取締役専務	小城 義尚	技術機構総括
常務取締役	廣田 恵司	推進機構総括 総務・人事本部、広報本部、購買本部、海外事業本部担当
取締役	一関 昌文	事業機構総括 顔料事業部、化成品事業部、合樹・着材第1事業部、 新規事業開発本部、オフセットインキ事業部担当  (重要な兼職の状況) フタバペイント(株) 取締役
取締役	青葉 匡彦	生産機構総括 生産推進本部、東京、大阪、東海、川口、坂東、 佐倉製造事業所（浮間合成(株)）、施設・設備本部担当
社外取締役	中川 義章	
社外取締役	長濱 晶子	(重要な兼職の状況) 能美防災(株) 社外監査役
社外取締役	川瀬 進	(重要な兼職の状況) 公益社団法人化学工学会産学官連携センターSCE・Net 副代表幹事
監査役（常勤）	蒲生 善郎	
監査役（常勤）	川田 勝久	
社外監査役	佐藤 幸平	
社外監査役	山口 秀巳	(重要な兼職の状況) 東洋ドライループ(株) 社外取締役（監査等委員）

〈ご参考〉2023年3月31日現在における役付執行役員の役位、氏名、担当は以下のとおりです。

役位	氏名	担当
専務執行役員	竹田 治	事業機構担当 合樹・着材第2事業部、コート材事業部、 グラビアインキ事業部、ファインポリマー事業部担当
専務執行役員	駒田 達彦	推進機構担当 事業管理本部、経理・財務本部、情報システム本部担当
常務執行役員	青柳 太洋	技術機構担当 合成研究本部、分散研究第1本部、分散研究第2本部、 技術管理本部担当
常務執行役員	谷 俊夫	生産機構担当 成田（ハイテックケミ株）、加須、東郷、交野製造事業所 （以上、大日カラー・コンポジット株）、九州事業所 （九州大日精化工業株）、熊本事業所（九州化工株）担当

- (注) 1. 社外取締役 中川 義章氏、社外取締役 長濱 晶子氏及び社外取締役 川瀬 進氏並びに社外監査役 佐藤 幸平氏及び社外監査役 山口 秀巳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 社外監査役 山口 秀巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2022年6月29日開催の第119期定時株主総会にて、川瀬 進氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2022年6月29日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、瀧野 裕之氏が取締役に退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループの取締役・監査役・執行役員及びそれらを退任したものの（持分法適用関連会社においては当社から派遣され当該法人の取締役・監査役に就いているものに限る）であり、その全ての被保険者に関する保険料を、保険会社と契約する会社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、保険金の支払限度額及び免責事由を設定するなどの措置を講じております。

## 事業報告

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

#### i 取締役の報酬

##### a 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の報酬に関する方針は当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、代表取締役社長及び常務以上の取締役により構成される常務会において、報酬制度の設計内容を検討のうえ、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会で決議しております。

##### b 取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

###### (a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、役員報酬規程の定めに従い決定しています。具体的には、社外取締役を除く取締役（以下「社内取締役」といいます。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「株式報酬制度」といいます。）に基づく株式報酬の2つにより構成することとし、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。また、これらに加えて、社内取締役及び社外取締役に対して役員賞与を支給することができることとしています。

###### (b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

###### ① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、役員報酬規程に従い、役位及び職階に応じて算出した金額に、個人の業績考課を反映させた年額を決定し、毎月定額で支給します。

なお、各取締役の役位及び職階の決定方法並びに個人の業績考課の反映方法は以下のとおりです。

###### イ 各取締役の役位の決定

各取締役の役位については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会にて決議しております。



#### □ 職階の決定

各取締役の役位における職階については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

#### ハ 個人の業績考課の反映

代表取締役社長は、会社業績や個人の業績評価を基に、取締役ごとに役位及び職階に応じて算出した金額の10%の範囲内で基本報酬の増額、減額を決定することができることとしております。各取締役の基本報酬の増額又は減額を決定するに当たり、代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得ることとしております。

#### ② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

#### (c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、社内取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく株式報酬を支給します。株式報酬制度の目的、概要については下記のとおりです。

##### イ 株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

##### □ 株式報酬制度の概要

社内取締役に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円以内を上限として金銭報酬債権を支給し、社内取締役は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を30,000株として普通株式の発行又は処分を受けることとします。なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役との間で、①社内取締役は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

## 事業報告

イ) 金銭報酬債権の具体的な支給時期と支給額、及び当該株式の交付時期

当社株価が当社の経営成績、ひいては企業価値を客観的かつ端的に示すとともに、株主と最も価値を共有しうる指標であるとの理解に基づき、代表取締役社長が、月額基本報酬金額（所得税等控除後の金額水準を含む。）、月額報酬金額推移及び当社株価の推移等を総合的に勘案のうえで、各社内取締役の報酬年額の一定割合を対象とし、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

ロ) 譲渡制限期間

取締役会が予め、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役は当該株式を譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

ハ) 地位喪失時の取扱い

社内取締役が当社の取締役の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

二) 譲渡制限の解除等

社内取締役が譲渡制限期間中に継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が終了したときに譲渡制限を解除することとしております。また、社内取締役が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて譲渡制限を解除することとしております。

ホ) 払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する1株あたりの払込金額は、金銭報酬債権の支給日及び支給額を決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額で当社取締役会が決議することとしております。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的な個人別の報酬金額の決定について委任を受けるものとします。代表取締役社長は、役員報酬規程に基づき基本報酬及び賞与を決定し、当該権限が適切に行使されることとするために、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に原案を諮問し、その答申を得たうえで決定をします。なお、株式報酬は、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会への諮問とその答申を踏まえ、最終的には取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

### c 取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

#### (a) 金銭報酬

取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

#### (b) 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記(a)金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

### d 当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項等

当該事業年度の取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた代表取締役社長 高橋 弘二が役員報酬規程に基づき、一般従業員の給与及び賞与の金額並びにその構成等を十分に勘案したうえで決定しております。また、当事業年度における譲渡制限付株式報酬付与のための金銭報酬債権の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた代表取締役社長 高橋 弘二が、決定した基本報酬額及び、上記口に記載された範囲内で、対象となる取締役の生活給としての側面を十分に勘案したうえで決定しております。

代表取締役社長に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。また、代表取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで決定をしております。

さらに、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬等委員会における諮問・答申が十分に尊重されていること及び取締役会で決議した役員報酬規程に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役に対する役員賞与は支給しておりません。

### ii 監査役の報酬

#### a 監査役の報酬に関する基本方針の内容の概要

##### (a) 基本方針

当社の監査役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性及び上記 i によって定めた取締役の報酬を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としております。具体的には、基本報酬を支給することとし、加えて、役員賞与を支給することができることとしております。

## 事業報告

### (b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

#### ① 基本報酬

当社の監査役の基本報酬は、役員報酬規程に基づき監査役の協議により定められた金額を、毎月定額で支給します。

#### ② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

### (c) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により定めています。

### b 監査役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査役は3名であります。

### c 当該事業年度の監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項

当該事業年度の監査役の個人別の基本報酬の額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により決定しました。なお、監査役に対する役員賞与は支給しておりません。

## ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	213 (23)	199 (23)	— (—)	14 (—)	9 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	45 (13)	45 (13)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち、社外役員)	259 (36)	244 (36)	— (—)	14 (—)	13 (6)

- (注) 1. 上記の表には、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は10名（うち社外取締役1名）であります。
  3. 取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記2 金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は5名であります。
  4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査役は3名であります。
  5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

## (5) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続いて在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金につき、それぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いただいております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名 2百万円（うち社外取締役1名 2百万円）（百万円未満を切り捨て）

なお、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、全額を計上しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 長濱 晶子氏は、能美防災(株)の社外監査役であります。  
なお、能美防災(株)と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 川瀬 進氏は、公益社団法人化学工学会産学官連携センターSCE・Netの副代表幹事であります。  
なお、公益社団法人化学工学会産学官連携センターSCE・Netと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 山口 秀巳氏は、東洋ドライループ(株)の社外取締役（監査等委員）であります。  
なお、東洋ドライループ(株)と当社との間には特別な関係はありません。
- ・その他社外役員については、重要な兼職先はありません。

## 事業報告

### ②当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中川 義章	13/13 (100%)	—	<p>主に自衛隊幹部としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長を務めております。</p>
	長濱 晶子	13/13 (100%)	—	<p>主に弁護士としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。</p>
	川瀬 進	10/10 (100%)	—	<p>主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。</p>



区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況
社外監査役	佐藤 幸平	12/13 (92%)	16/17 (94%)	主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	山口 秀巳	12/13 (92%)	17/17 (100%)	主に税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役 川瀬 進氏の取締役会出席状況は、就任日(2022年6月29日)以降2023年3月31日までに開催された取締役会を対象としております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

保森監査法人

(注)監査法人 保森会計事務所は、2022年8月1日付で保森監査法人へ名称変更しております。

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

(注)1.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3.当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>110,243</b>
現金及び預金	24,756
受取手形	10,859
売掛金	38,493
商品及び製品	20,740
仕掛品	754
原材料及び貯蔵品	12,499
その他	2,219
貸倒引当金	△79
<b>固定資産</b>	<b>82,522</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>49,774</b>
建物及び構築物	21,451
機械装置及び運搬具	11,210
工具、器具及び備品	2,105
土地	13,871
リース資産	382
建設仮勘定	752
<b>無形固定資産</b>	<b>1,394</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,353</b>
投資有価証券	18,018
出資金	283
繰延税金資産	366
退職給付に係る資産	10,492
その他	2,207
貸倒引当金	△15
<b>資産合計</b>	<b>192,765</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>53,539</b>
支払手形及び買掛金	28,771
短期借入金	12,431
1年内返済予定の長期借入金	5,502
リース債務	236
未払法人税等	548
賞与引当金	1,661
環境対策引当金	13
その他	4,375
<b>固定負債</b>	<b>24,924</b>
長期借入金	12,507
リース債務	321
繰延税金負債	963
環境対策引当金	2,967
退職給付に係る負債	7,619
その他	544
<b>負債合計</b>	<b>78,464</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>101,312</b>
資本金	10,039
資本剰余金	9,768
利益剰余金	81,791
自己株式	△287
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,745</b>
その他有価証券評価差額金	6,113
為替換算調整勘定	3,201
退職給付に係る調整累計額	1,431
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,243</b>
<b>純資産合計</b>	<b>114,301</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>192,765</b>

## 連結計算書類

### 連結損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		122,005
売上原価		100,697
売上総利益		21,307
販売費及び一般管理費		18,671
営業利益		2,635
<b>営業外収益</b>		
受取利息	147	
受取配当金	445	
保険配当金	152	
その他	511	1,257
<b>営業外費用</b>		
支払利息	290	
持分法による投資損失	27	
固定資産賃貸費用	55	
その他	145	519
経常利益		3,373
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	46	
投資有価証券売却益	1,629	
補助金収入	113	
その他	1	1,790
<b>特別損失</b>		
減損損失	1,748	
固定資産除却損	154	
新型コロナウイルス感染症による損失	115	
その他	158	2,177
税金等調整前当期純利益		2,986
法人税、住民税及び事業税	819	
法人税等調整額	91	910
当期純利益		2,076
非支配株主に帰属する当期純利益		68
親会社株主に帰属する当期純利益		2,007

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>69,739</b>
現金及び預金	7,025
受取手形	2,732
売掛金	34,103
電子記録債権	7,215
商品及び製品	12,827
仕掛品	574
原材料及び貯蔵品	3,616
未収入金	430
その他	1,214
<b>固定資産</b>	<b>63,287</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,820</b>
建物	10,585
構築物	983
機械及び装置	4,299
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	1,496
土地	6,964
リース資産	78
建設仮勘定	376
<b>無形固定資産</b>	<b>849</b>
借地権	179
ソフトウェア	587
その他	82
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,617</b>
投資有価証券	10,460
関係会社株式	15,263
関係会社出資金	3,504
前払年金費用	6,599
繰延税金資産	557
保険積立金	687
その他	559
貸倒引当金	△14
<b>資産合計</b>	<b>133,027</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>47,625</b>
支払手形	522
買掛金	24,601
電子記録債務	865
短期借入金	12,320
1年内返済予定の長期借入金	5,502
未払金及び未払費用	2,008
未払法人税等	111
賞与引当金	1,101
環境対策引当金	13
その他	577
<b>固定負債</b>	<b>22,136</b>
長期借入金	13,887
リース債務	32
退職給付引当金	4,728
環境対策引当金	2,967
その他	520
<b>負債合計</b>	<b>69,762</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>58,543</b>
<b>資本金</b>	<b>10,039</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>8,137</b>
資本準備金	8,137
<b>利益剰余金</b>	<b>40,654</b>
利益準備金	2,224
その他利益剰余金	38,429
圧縮記帳積立金	1,223
別途積立金	5,870
繰越利益剰余金	31,336
<b>自己株式</b>	<b>△287</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,722</b>
その他有価証券評価差額金	4,722
<b>純資産合計</b>	<b>63,265</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>133,027</b>

## 計算書類

### 損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		97,726
売上原価		84,212
売上総利益		13,513
販売費及び一般管理費		14,740
営業損失		△1,226
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1	
受取配当金	2,953	
為替差益	163	
固定資産賃貸料	118	
保険配当金	103	
その他	91	3,431
<b>営業外費用</b>		
支払利息	251	
その他	66	318
<b>経常利益</b>		<b>1,886</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	1,427	
補助金収入	113	
その他	27	1,568
<b>特別損失</b>		
減損損失	1,748	
固定資産除却損	112	
その他	26	1,887
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,567</b>
法人税、住民税及び事業税	△197	
法人税等調整額	△127	△324
<b>当期純利益</b>		<b>1,892</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

大日精化工業株式会社  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都 千代田区  
代表社員 公認会計士 町井 徹  
業務執行社員 公認会計士  
業務執行社員 公認会計士 二木 健一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

大日精化工業株式会社  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都 千代田区  
代表社員 公認会計士 町井 徹  
業務執行社員 公認会計士  
業務執行社員 公認会計士 二木 健一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主管部門責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

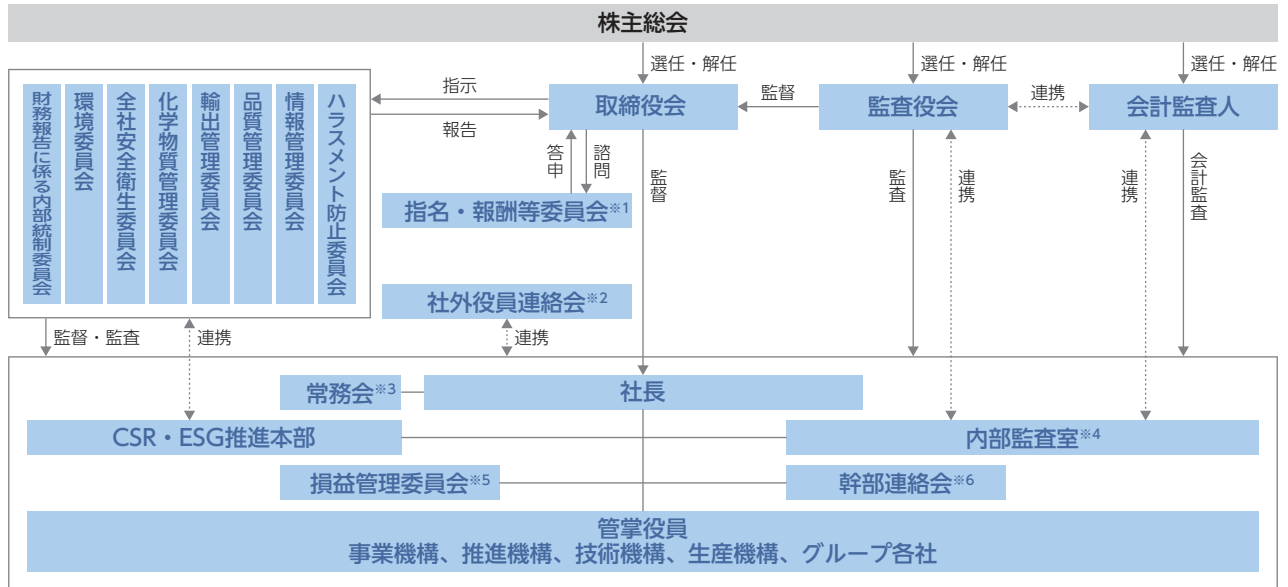
- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日 大日精工工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	蒲生 善郎	㊟
監査役（常勤）	川田 勝久	㊟
社外監査役	佐藤 幸平	㊟
社外監査役	山口 秀巳	㊟

以上

# コーポレート・ガバナンス体制図



## 当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図

- ※1 指名・報酬等委員会  
過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成され、取締役候補者の指名、役位、報酬等に関する事項を取締役に上程するにあたり、独立社外取締役と率直な意見交換をする場として設定しております。なお、独立社外取締役を委員長として招集し、審議の透明性、客観性を確保することとしております。
- ※2 社外役員連絡会  
社外取締役、社外監査役全員から構成され、取締役会にて審議あるいは報告される事項を中心に、当社グループの経営、監督に関する特定情報について共有する場として、社外役員が独立した立場で情報交換を行っています。
- ※3 常務会  
グループ全体の基本戦略の検討、考案の場として、代表取締役社長、常務以上の取締役、及び必要に応じて審議に係る社内取締役の参加により適宜開催しています。
- ※4 内部監査室  
内部監査の独立部門として、業務に精通し高度な専門知識を持ったスタッフにより構成され、業務を合法性と合理性の観点から客観的に検証・評価を行っています。
- ※5 損益管理委員会  
当社グループの中期計画、予算及び設備投資に関する審議と事業計画の損益管理を行う組織で、案件により関係する担当取締役、事業部・事業所代表者を招集するなど、機動的に審議を行っています。
- ※6 幹部連絡会  
各々の機構組織部門の長に対し意思決定の周知徹底と、意思決定に対する各組織単位の執行方針の確認を行うほか、各組織単位から業務執行の状況の報告を受け、適正性の検証を行っています。



# 株主総会会場 ご案内図

**日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

**会場** 当社本社ビル 9階 彩鳳  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

**交通** ● JR総武快速線 馬喰町駅2番出口より 徒歩2分 ● 地下鉄都営浅草線 東日本橋駅B4出口より 徒歩6分  
● 地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅A1出口より 徒歩3分 ● 地下鉄東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅2番出口より 徒歩8分

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



※当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場ください。

大日精化工業株式会社  
<https://www.daicolor.co.jp>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

